

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

定例教育委員会資料
(規則関係)

改正理由	番号	教育委員会規則名	主な改正要旨	所管課
I 教育委員会事務局等の組織及び事務分掌の見直しに伴う改正				
	1	奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則	1 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し ・福利課及び人権・地域教育課の係の改編 ・文化財保存課の事務分掌の改正	企画管理室
	2	奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則	2 橿原考古学研究所及び附属博物館の事務を知事部局に補助執行させるための組織、分掌事務及び職員の職等の見直し ・奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則に定めるところによることとする。	橿原考古学研究所
	3	奈良県立教育研究所管理運営規則	3 教育研究所の組織及び事務分掌等の見直し ・教科教育部を研究開発部に改編 ・アドバイザーチームの廃止、教育経営部に学校教育アドバイザー系の配置 ・教育経営部及び研究開発部の事務分掌の改正 ・研究指導主事及び参与の廃止 ・参事及び主幹の職務の改正	教育研究所
II 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う改正				
	4	奈良県教育委員会会議規則	1 奈良県教育委員会会議規則の一部改正 ・委員長を教育長に改める。 ・議事録は、作成後、公表するものとする。	企画管理室
	5	奈良県教育委員会陳情処理規程	2 奈良県教育委員会陳情処理規程の一部改正 ・委員長を教育長に改める。	
	6	奈良県教育委員会規則等公布に関する規則	3 奈良県教育委員会規則等公布に関する規則の一部改正 ・委員長を教育長に改める。	
	7	奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則	4 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部改正 ・教育長は、委任等された事務については、委員会の会議に報告しなければならない。	
	8	奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則	5 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正 ・理事及び教育次長の職務について、教育長職務代理者としての職務に係る規定を削除	
	9	奈良県教育委員会会議傍聴規則	6 奈良県教育委員会会議傍聴規則の一部改正 ・委員長を教育長に改める。	
III 奈良県立総合寄宿舍管理運営規則の改正				
	10	奈良県立総合寄宿舍管理運営規則	1 職制の見直し ・主任技能員、技能員及び業務員の職の廃止	学校支援課
IV 奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の改正				
	11	奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則	1 学校評議員の委嘱の校長への委任 ・学校評議員は、校長が委嘱するものとする。 ・校長は、学校評議員を委嘱したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。	学校教育課
V 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の改正				
	12	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則	1 県立学校の範囲の変更 ・奈良県立大学の公立大学法人化に伴う所要の規定の整備	保健体育課
VI 奈良県社会教育センター管理運営規則の改正				
	13	奈良県社会教育センター管理運営規則	1 職制の見直し ・技術職員の職の廃止	人権・地域教育課

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則</p>	<p>教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 教育委員会事務局の組織及び事務分掌の見直し (1) 福利課及び人権・地域教育課の係の改編を行う。 (2) 文化財保存課の事務分掌を改正する。 (第1条関係)</p> <p>2 橿原考古学研究所及び附属博物館の事務を知事部局に補助執行させるための組織、分掌事務及び職員の職等の見直し (1) 奈良県行政組織規則及び職員の職の設置等に関する規則に定めるところによることとする。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (第2条関係)</p> <p>3 教育研究所の組織及び事務分掌等の見直し (1) 教科教育部を研究開発部に改編する。 (2) アドバイザリーチームを廃止し、教育経営部に学校教育アドバイザー係を配置する。 (3) 教育経営部及び研究開発部の事務分掌を改正する。 (4) 研究指導主事及び参与を廃止する。 (5) 参事及び主幹の職務を改正する。 (第3条関係)</p> <p>4 施行期日 平成27年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）

（奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正）

第一条 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（平成二十年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条」を「第十七条」に改める。

第三条の表福利課の項中「長期給付係、短期給付係」を「保健福祉係、給付・年金係」に改め、同表人権・地域教育課の項中「地域連携係、家庭教育係」を「家庭・社会教育係」に改める。

第四条文化財保存課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

（奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正）

第二条 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条から第五条までを次のように改める。

（組織）

第二条 考古学研究所の組織は、奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）で定める。

（分掌事務）

第三条 考古学研究所の組織の所掌事務は、奈良県行政組織規則で定める。

第四条 削除

（職員の職等）

第五条 考古学研究所の職員の職及び職務は、職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）で定める。

第五条の二を削る。

第六条中「に学芸課を置く」を「の組織は、奈良県行政組織規則で定める」に改める。

第六条の二中「次のとおりとする」を「職員の職の設置等に関する規則で定める」に改め、同条各号を削る。

第十七条中「所長」を「考古学研究所の所長（以下「所長」という。）」に改める。
（奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正）

第三条 奈良県立教育研究所管理運営規則（平成五年三月奈良県教育委員会規則第七号

）の一部を次のように改正する。

第二条中「教科教育部」を「研究開発部」に改める。

第二条の二を削る。

第三条教育経営部の項に次の四号を加える。

五 幼児教育の推進に関すること。

六 キャリア教育の推進に関すること。

七 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。

八 新任校長等の学校経営に関する指導及び助言に関すること。

同条教科教育部の項中「教科教育部」を「研究開発部」に改め、同項に次の二号を加える。

五 理数教育の推進に関すること。

六 教科等における言語活動の推進に関すること。

第三条の二を削る。

第四条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第三項を削り、第四項中「前三項」を「前二項」と改め、同項を第三項とする。

第五条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とする。

第五条の三を削る。

第五条の四第一項中「及びアドバイザーチーム」を削り、同条第二項中「アドバイザーチームの」を「第三条教育経営部の項第七号及び第八号に規定する」に改め、同条を第五条の三とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則等の一部を改正する規則（案）新旧対照表
 一 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部改正（第一条関係）

改 正 案

現 行

（事務局の設置）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十~~七~~条の規定に基づき、奈良県教育委員会の権限に属する事務を処理するため、奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（事務局の設置）

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十~~七~~八条の規定に基づき、奈良県教育委員会の権限に属する事務を処理するため、奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（本庁の組織）

第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。

（本庁の組織）

第三条 本庁に、次の表の上欄に掲げる課、室及び所を置き、それぞれの課、室及び所に同表下欄に掲げる係を置く。

略	課名	略	係名
	福利課		
略	人権・地域教育課	略	係名
	人権教育係、地域教育係、 家庭・社会教育係		

略	課名	略	係名
	福利課		
略	人権・地域教育課	略	係名
	人権教育係、地域教育係、 地域連携係、家庭教育係		

（本庁の事務分掌）

第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

（本庁の事務分掌）

第四条 本庁の各課、室及び所の分掌事務は、次のとおりとし、企画管理室を主管課とする。ただし、分掌事務の明らかでない事項があるときは、教育長が定める。

略

略

	<p>改 正 案</p>
<p>十一 略</p>	<p>文化財保存課 一〇十 略</p> <p>文化財保存課 一〇十 略</p> <p>十一 檀原考古学研究所（檀原考古学研究所 附属博物館を含む。）に関すること。</p> <p>十二 略</p>

二 奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正（第二条関係）

改 正 案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第二条 考古学研究所の組織は、奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）で定める。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 考古学研究所の組織の所掌事務は、奈良県行政組織規則で定める。</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 考古学研究所に企画部及び調査部を置き、企画部に企画課及び資料課を調査部に調査課を置く。</p> <p>2 前項に定める部に置く課のほか、考古学研究所に総務課を置く。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>一 公印の管守に関する事。</p> <p>二 文書事務に関する事。</p> <p>三 予算決算及び会計経理（博物館に係るものを含む。）に関する事。</p> <p>四 財産及び物品の管理（博物館に係るものを含む。）に関する事。</p> <p>五 その他他の課の所掌に属さない事項</p> <p>企画課</p> <p>一 重要施策の企画調整及び推進に関する事。</p> <p>二 遺跡及び埋蔵文化財（以下「遺跡等」という。）に関する学術的及び専門的な調査並びに研究の成果の普及に関する事。</p> <p>三 広報等情報発信に関する事。</p> <p>四 市町村との連携に関する事。</p> <p>五 発掘調査業務の契約に関する事。</p> <p>資料課</p> <p>一 考古資料（博物館において保管するものを除く。）及びその関連資料の収集及び保管に関する事。</p> <p>二 遺物の保存処理に関する事。</p> <p>調査課</p> <p>一 遺跡等の学術的、専門的調査及びその指導に関する事。</p>

改 正 案

現 行

第四条 削除

(職員)

二 遺跡等の調査報告書その他遺跡等に関する刊行物に関すること。

第四条 考古学研究所に、奈良県立橿原考古学

研究所条例（昭和五十五年三月奈良県条例第

二十三号。以下「条例」という。）第七条に

定めるその他所要の職員として研究員を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、保安員を置く。

(職員の職等)

第五条 考古学研究所の職員の職及び職務は、職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）で定める。

(職員の職等)

第五条 考古学研究所の職員の職及び職務は、

次のとおりとする。

一 所長 教育長の命を受け、考古学研究所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

二 副所長 所長を補佐し、その命を受け、事務を処理する。

三 部長 上司の命を受け、部務を処理する。特別指導研究員 上司の命を受け、遺跡

等に係る学術的、専門的研究に関する事務をつかさどる。

五 課長 上司の命を受け、課務を処理する。

六 主幹 部長を補佐し、その命を受け、事務を処理する。

七 副主幹 上司の命を受け、担任意務を整理する。

八 係長及び総括研究員 上司の命を受け、係の事務を処理する。

九 主任主査、指導研究員、主査及び主任研究員 上司の命を受け、担任意務を処理する。

十 主任主事 上司の命を受け、高度の知識又は経験が必要とする事務をつかさどる。

十一 主任技師 上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする技術をつかさどる。

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第六条 博物館の組織は、奈良県行政組織規則で定める。</p> <p>(職員の職等)</p> <p>第六条の二 博物館の職員の職及び職務は、職員の職の設置等に関する規則で定める。</p>	<p>十二 主事 上司の命を受け、事務をつかさどる。</p> <p>十三 技師 上司の命を受け、技術をつかさどる。</p> <p>十四 保安員 上司の命を受け、巡視、監視、警備等の保安業務に従事する。</p> <p>2 考古学研究所には、前項に定めるもののほか、技術アドバイザーを置くことがある。</p> <p>第五条の二 技術アドバイザーは、所長を技術的に補佐し、その命を受け、特命事項を処理する。</p> <p>(組織)</p> <p>第六条 博物館に学芸課を置く。</p> <p>(職員の職等)</p> <p>第六条の二 博物館の職員の職及び職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 館長 考古学研究所長(以下「所長」という。)の管理の下に、博物館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>二 副館長、次長、課長及び主幹 館長を補佐し、その命を受け、事務を処理する。</p> <p>三 副主幹 上司の命を受け、担任事務を整理する。</p> <p>四 係長及び総括学芸員 上司の命を受け、係の事務を処理する。</p> <p>五 主任主査、指導学芸員、主査及び主任学芸員 上司の命を受け、担当事務を処理する。</p> <p>六 主任主事 上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。</p> <p>七 主任技師 上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする技術をつかさどる。</p>

改正案	現行
<p>(その他)</p> <p>第十七条 この規則に定めるもののほか、考古学研究所の管理運営について必要な事項は、教育長の承認を得て考古学研究所の所長（以下「所長」という。）が、博物館の管理運営について必要な事項は、所長と協議し、教育長の承認を得て館長が定める。</p>	<p>八 学芸員 上司の命を受け、考古資料の収集、保管、展示その他博物館の事業に関する事務をつかさどる。</p> <p>九 主事 上司の命を受け、事務をつかさどる。</p> <p>十 技師 上司の命を受け、技術をつかさどる。</p> <p>(その他)</p> <p>第十七条 この規則に定めるもののほか、考古学研究所の管理運営について必要な事項は、教育長の承認を得て所長が、博物館の管理運営について必要な事項は、所長と協議し、教育長の承認を得て館長が定める。</p>

三 奈良県立教育研究所管理運営規則の一部改正（第三条関係）

改正案	現行
<p>(組織)</p> <p>第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。</p> <p>事務局 教育経営部 研究開発部 教育相談部 特別支援教育部</p> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>事務局 一〇五 略 教育経営部 一〇四 略</p> <p>五 幼児教育の推進に関すること。</p> <p>六 キャリア教育の推進に関すること。</p> <p>七 へき地指定校の学校経営及び教育活動全般に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>八 新任校長等の学校経営に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>研究開発部 一〇四 略</p> <p>五 理数教育の推進に関すること。</p> <p>六 教科等における言語活動の推進に関すること。</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 教育研究所に、次の局及び部を置く。</p> <p>事務局 教育経営部 教科教育部 教育相談部 特別支援教育部</p> <p>2 略</p> <p>第二条の二 前条の規定にかかわらず、教育研究所にアドバイザーチームを置く。</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第三条 教育研究所の局及び部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>事務局 一〇五 略 教育経営部 一〇四 略</p> <p>教科教育部 一〇四 略</p> <p>第三条の二 第二条の二に定める教育研究所のアドバイザーチームの所掌事務は、公立の小学校及び中学校並びに県立学校の学校経営及び教育活動全般についての指導及び助言に関するこ</p>

改 正 案

現 行

<p>10 及び 11 略</p> <p>3 教育研究所には、前二項に定めるもののほか、 参事及び主幹を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第五条 所長は、上司の命を受け、教育研究所の 事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 9 略</p> <p>2 主幹は、上司の命を受け、 第三條教育経営部の 項第七号及び第八号に規定する事務を処理す る。</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第四條 教育研究所の職員の職は、次のとおりと する。</p> <p>一 十 略</p> <p>十一 及び 十二 略</p> <p>2 略</p>	<p>11 及び 12 略</p> <p>4 教育研究所には、前三項に定めるもののほか、 参事及び主幹を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第五条 所長は、上司の命を受け、教育研究所の 事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 9 略</p> <p>10 研究指導主事は、上司の命を受け、研究及び 研修に関する事務を処理する。</p> <p>(参与の職務)</p> <p>第五條の三 参与は、所長の命を受け、担任する 重要な事務を処理する。</p> <p>第五條の四 参事は、所長の命を受け、各部及び アドバイザリーチーム間の企画調整の事務を処 理する。</p> <p>2 主幹は、上司の命を受け、アドバイザリーチ ームの事務を処理する。</p>	<p>ととする。</p> <p>(職員の職)</p> <p>第四條 教育研究所の職員の職は、次のとおりと する。</p> <p>一 十 略</p> <p>十一 研究指導主事</p> <p>十二 及び 十三 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育研究所には、前二項に定めるもののほか、 参与を置くことができる。</p>
--	--	--	--

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 奈良県教育委員会会議規則の一部改正 (1) 委員長を教育長に改める。 (2) 議事録は、作成後、公表するものとする。 (第1条関係)</p> <p>2 奈良県教育委員会陳情処理規程の一部改正 委員長を教育長に改める。 (第2条関係)</p> <p>3 奈良県教育委員会規則等公布に関する規則の一部改正 委員長を教育長に改める。 (第3条関係)</p> <p>4 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部改正 教育長は、委任等された事務については、委員会の会議に報告しなければならない。 (第4条関係)</p> <p>5 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正 理事及び教育次長の職務について、教育長職務代理者としての職務に係る規定を削除する。 (第5条関係)</p> <p>6 奈良県教育委員会会議傍聴規則の一部改正</p>

規 則 名	理 由	要 旨
		<p>委員長を教育長に改める。</p> <p style="text-align: right;">(第6条関係)</p> <p>7 その他 所要の規定の整備を行う。</p> <p>8 施行期日 平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>

奈良県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則（案）

（奈良県教育委員会会議規則の一部改正）

第一条 奈良県教育委員会会議規則（昭和二十三年十一月奈良県教育委員会規則第一の二号）の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第一条中「第十五条」を「第十六条」に改める。

第七条第三号中「教育長」の下に「及びその委任を受けた者」を加える。

第九条第一項中「第十三条第二項」を「第十四条第三項」に改める。

第十四条第一項中「教育長」の下に「及びその委任を受けた者」を加え、同条第二項中「教育長」を「前項」に改める。

第十七条第一項中「出席委員」を「出席者」に改める。

第十八条第二項中「教育長及びその委任を受けた者」を「教育長の委任を受けた者」に改める。

第三十条中「委員長職務代理者」を「教育長職務代理者」に改める。

「第七章 会議録」を「第七章 議事録」に改める。

第四十二条第一項、第二項及び第三項各号列記以外の部分中「会議録」を「議事録」に改め、同条第四項中「及び委員長職務代理者並びにこれを作成した書記」を削り、同条に次の一項を加える。

5 議事録は、作成後、公表するものとする。

第四十二条の二中「会議録」を「議事録」に改める。

（奈良県教育委員会陳情処理規程の一部改正）

第二条 奈良県教育委員会陳情処理規程（昭和二十三年十二月奈良県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「委員長」を「教育長」に改める。

（奈良県教育委員会規則等公布に関する規則の一部改正）

第三条 奈良県教育委員会規則等公布に関する規則（昭和二十五年八月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「奈良県教育委員会委員長」を「奈良県教育委員会教育長」に改める。

（奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部改

正）

第四条 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則（昭和二十八年八月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第二条第八号中「教育長並びに」を削り、同条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定に基づき委任された事務（ただし、軽易なものを除く。）については、速やかに委員会の会議に報告しなければならない。

第三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四条第一項中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に、「第二十六条第二項各号」を「第二十五条第二項各号」に改め、同条第二項中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改め、後段を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の場合においては、教育長は、次の委員会の会議に報告しなければならない。
い。

（奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第五条 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条」を「第十八条」に改める。

第七条第三項を削る。

（奈良県教育委員会会議傍聴規則の一部改正）

第六条 奈良県教育委員会会議傍聴規則（昭和五十七年八月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「委員長」を「教育長」に改める。

第三条第四号中「ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機」を「ラジオ、拡声器、マイク、映写機」に改める。

第六条第五号中「携帯電話機及びポケットベル」を「携帯電話等」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

（撮影等の禁止）

第七条 傍聴人は、傍聴席において会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秘密会の場合の退場)

第八条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつた場合は、教育長の指示に従い、直ちに退場しなければならない。

第九条第一項及び第十条中「委員長」を「教育長」に改める。

第一号様式中「奈良県教育委員会委員長」を「奈良県教育委員会教育長」に改める。

第二号様式中「奈良県教育委員会委員長」を「奈良県教育委員会教育長」に改め、「携帯電話及びポケットベル」を「携帯電話等」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会会議規則等の一部を改正する規則（案） 新旧対照表

一 奈良県教育委員会会議規則の一部改正（第一条関係）

改 正 案	現 行
<p>第一条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法律」という。）<u>第十六条</u>の規定に基づき奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は委員会が必要と認めたとき又は二人以上の委員が書面で会議に付議すべき事件を示して会議の招集を求めたときは、<u>教育長</u>はこれを招集する。</p> <p>第三条 <u>教育長</u>は前条の会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を書面をもつて委員に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>教育長</u>は会議を招集しようとするときは、その旨を告示しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。</p> <p>第四条 略</p> <p>2 委員は病気その他の事故によつて出席できないときは、招集の当日の会議開催の時刻前にその事由を付して<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>第五条 委員の議席は委員の任命があつたつど委員会の議決により<u>教育長</u>がこれを定める。</p> <p>第七条 会議の運営手続は委員会の議決によつて変更されない限り次の手順によるものとする</p>	<p>第一条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号。以下「法律」という。）<u>第十五条</u>の規定に基づき奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）の会議その他委員会の議事の運営に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時会は委員会が必要と認めたとき又は二人以上の委員が書面で会議に付議すべき事件を示して会議の招集を求めたときは、<u>委員長</u>はこれを招集する。</p> <p>第三条 <u>委員長</u>は前条の会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件を書面をもつて委員に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>委員長</u>は会議を招集しようとするときは、その旨を告示しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。</p> <p>第四条 略</p> <p>2 委員は病気その他の事故によつて出席できないときは、招集の当日の会議開催の時刻前にその事由を付して<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>第五条 委員の議席は委員の任命があつたつど委員会の議決により<u>委員長</u>がこれを定める。</p> <p>第七条 会議の運営手続は委員会の議決によつて変更されない限り次の手順によるものとする</p>

改正案	現行
<p>る。</p> <p>一及び二略</p> <p>三 教育長及びその委任を受けた者の説明及び報告</p> <p>四及び五略</p> <p>第八条 教育長は出席委員の着席を待つて点呼をとる。</p> <p>第九条 教育長は出席委員の数が法律第十四条第三項に規定する定足数（以下「定足数」という。）を満たしているときは開会を宣告する。</p> <p>2 教育長は会議中出席委員の数が定足数を欠くに至つたときは休けい又は延会を宣告する。</p> <p>第十四条 教育長及びその委任を受けた者は会議に付議すべき事件に関し説明及び報告をしなければならぬ。</p> <p>2 教育長は前項の説明及び報告事項に関し委員会の議決を要するものについては討論に付して採決しなければならない。</p> <p>第十五条 会議において議案の審議が終了したときは、教育長は委員会の議決により閉会を宣告する。</p> <p>第十六条 会議において議案の審議が終了しないときその他特別の必要があるときは、教育長は委員会の議決により日程を延長することができる。</p> <p>第十七条 会議は、公開する。ただし、人事に關する事件その他の事件について、教育長又は委員の發議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすること</p>	<p>る。</p> <p>一及び二略</p> <p>三 教育長の説明及び報告</p> <p>四及び五略</p> <p>第八条 委員長は出席委員の着席を待つて点呼をとる。</p> <p>第九条 委員長は出席委員の数が法律第十三条第二項に規定する定足数（以下「定足数」という。）を満たしているときは開会を宣告する。</p> <p>2 委員長は会議中出席委員の数が定足数を欠くに至つたときは休けい又は延会を宣告する。</p> <p>第十四条 教育長は会議に付議すべき事件に関し説明及び報告をしなければならぬ。</p> <p>2 委員長は教育長の説明及び報告事項に関し委員会の議決を要するものについては討論に付して採決しなければならない。</p> <p>第十五条 会議において議案の審議が終了したときは、委員長は委員会の議決により閉会を宣告する。</p> <p>第十六条 会議において議案の審議が終了しないときその他特別の必要があるときは、委員長は委員会の議決により日程を延長することができる。</p> <p>第十七条 会議は、公開する。ただし、人事に關する事件その他の事件について、委員長又は委員の發議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすること</p>

改 正 案	現 行
<p>ができる。</p> <p>2 前項ただし書の<u>教育長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第十八条 委員が発言しようとするときは<u>教育長</u>と呼び<u>教育長</u>が許可した後でなければ発言することができない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>教育長</u>の委任を受けた者が報告又は説明を行う場合について準用する。</p> <p>第十九条 発言しようとする委員がその要旨を記載して開会の前にあらかじめこれを<u>教育長</u>に通告した場合、その委員の発言は通告をしない委員に先立つものとする。</p> <p>第二十条 同時に二名以上の委員が発言を求めて<u>教育長</u>と呼んだときは、<u>教育長</u>は先に<u>教育長</u>と呼んだと認める委員を一名指名して発言を許可する。</p> <p>第二十一条 一委員の発言が終わらない間に他の委員は発言を求めて<u>教育長</u>と呼ぶことはできない。</p> <p>第二十四条 動議が成立したときは<u>教育長</u>はその旨を宣告しこれを議案として討論に付さなければならぬ。ただし、議事進行に関する動議が成立して議案となつたときは、<u>教育長</u>は討論に付さずに採決しなければならない。</p> <p>第二十九条 討論は議案外にわたることはできない。<u>教育長</u>は委員の弁論が議案外にわたると認めるときは、これを制止することができる。</p>	<p>とができる。</p> <p>2 前項ただし書の<u>委員長</u>又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>第十八条 委員が発言しようとするときは<u>委員長</u>と呼び<u>委員長</u>が許可した後でなければ発言することができない。</p> <p>2 前項の規定は、<u>教育長</u>及びその委任を受けた者が報告又は説明を行う場合について準用する。</p> <p>第十九条 発言しようとする委員がその要旨を記載して開会の前にあらかじめこれを<u>委員長</u>に通告した場合、その委員の発言は通告をしない委員に先立つものとする。</p> <p>第二十条 同時に二名以上の委員が発言を求めて<u>委員長</u>と呼んだときは、<u>委員長</u>は先に<u>委員長</u>と呼んだと認める委員を一名指名して発言を許可する。</p> <p>第二十一条 一委員の発言が終わらない間に他の委員は発言を求めて<u>委員長</u>と呼ぶことはできない。</p> <p>第二十四条 動議が成立したときは<u>委員長</u>はその旨を宣告しこれを議案として討論に付さなければならぬ。ただし、議事進行に関する動議が成立して議案となつたときは、<u>委員長</u>は討論に付さずに採決しなければならない。</p> <p>第二十九条 討論は議案外にわたることはできない。<u>委員長</u>は委員の弁論が議案外にわたると認めるときは、これを制止することができる。</p>

改 正 案

る。ただし、制止に対し異議ある委員が二名以上あるときは教育長は会議に諮り討論に付さずにこれを採決しなければならない。

第三十条 教育長は自ら討論に加わろうとするときはその旨を告げ教育長職務代理人と交代しなければならない。

第三十一条 討論が終結したときは教育長はその旨を宣告しなければならない。

2 討論が終わらない場合において教育長は論旨尽きたと認めるときは討論終結の宣告をすることができる。

3 前項の宣告に対し委員二名以上の異議あるとき又は討論終結の動議が成立したときは教育長は会議に諮り討論に付さずにこれを採決しなければならない。

第三十二条 教育長は採決しようとするときはその議案を明示して宣告しなければならない。この場合において教育長は議案を書記に朗読させることができる。

2 教育長が前項の宣告をした後は委員はその議案につき発言を求めるとはできない。

3 略

第三十四条 教育長は各委員の賛否の意見を聞いて採決する。ただし、委員二名以上の異議あるとき又は教育長が必要と認めるときは挙手、指名点呼又は投票で採決に付さなければならない。

第三十五条 教育長は挙手又は指名点呼によつて採決しようとするときは議案を可とする委員に挙手又は発言させて可否の結果を宣告する。

現 行

る。ただし、制止に対し異議ある委員が二名以上あるときは委員長は会議に諮り討論に付さずにこれを採決しなければならない。

第三十条 委員長は自ら討論に加わろうとするときはその旨を告げ委員長職務代理人と交代しなければならない。

第三十一条 討論が終結したときは委員長はその旨を宣告しなければならない。

2 討論が終わらない場合において委員長は論旨尽きたと認めるときは討論終結の宣告をすることができる。

3 前項の宣告に対し委員二名以上の異議あるとき又は討論終結の動議が成立したときは委員長は会議に諮り討論に付さずにこれを採決しなければならない。

第三十二条 委員長は採決しようとするときはその議案を明示して宣告しなければならない。この場合において委員長は議案を書記に朗読させることができる。

2 委員長が前項の宣告をした後は委員はその議案につき発言を求めるとはできない。

3 略

第三十四条 委員長は各委員の賛否の意見を聞いて採決する。ただし、委員二名以上の異議あるとき又は委員長が必要と認めるときは挙手、指名点呼又は投票で採決に付さなければならない。

第三十五条 委員長は挙手又は指名点呼によつて採決しようとするときは議案を可とする委員に挙手又は発言させて可否の結果を宣告する。

改正案

第三十六条 略

2 一 議案に対して数個の修正案が提出されたときは教育長は原案に最も遠いものから順次に採決しなければならぬ。この場合においてその順序につき委員二名以上の異議があるときは教育長は会議に諮り討論に付さずこれを採決しなければならぬ。

第三十七条 審議未了の議案については教育長は委員会の議決により後会に継続させることができる。

第三十八条 採決の結果は教育長はこれを宣告しなければならぬ。

第四十条 投票により選挙を行う場合において教育長は書記をして各委員に所定の投票用紙を配布させなければならぬ。

第四十一条 教育長は投票を点検し終わつたときはその結果を宣告しなければならない。

2 教育長は委員中より二名を立会人に指名して前項の点検に立会させなければならない。

第七章 議事録

第四十二条 会議の次第は、議事録に記載しなければならぬ。

2 議事録は教育長が書記に作成させる。

3 議事録は秘密会及び秘密会以外の会議について別個に作成し、次の事項を記載しなければならぬ。

一 八 略

九 その他教育長又は委員会において必要と

認められた事項

4 議事録には、教育長が署名しなければならない

現行

第三十六条 略

2 一 議案に対して数個の修正案が提出されたときは委員長は原案に最も遠いものから順次に採決しなければならぬ。この場合においてその順序につき委員二名以上の異議があるときは委員長は会議に諮り討論に付さずこれを採決しなければならぬ。

第三十七条 審議未了の議案については委員長は委員会の議決により後会に継続させることができる。

第三十八条 採決の結果は委員長はこれを宣告しなければならぬ。

第四十条 投票により選挙を行う場合において委員長は書記をして各委員に所定の投票用紙を配布させなければならぬ。

第四十一条 委員長は投票を点検し終わつたときはその結果を宣告しなければならない。

2 委員長は委員中より二名を立会人に指名して前項の点検に立会させなければならない。

第七章 会議録

第四十二条 会議の次第は、会議録に記載しなければならぬ。

2 会議録は委員長が書記に作成させる。

3 会議録は秘密会及び秘密会以外の会議について別個に作成し、次の事項を記載しなければならぬ。

一 八 略

九 その他委員長又は委員会において必要と

認められた事項

4 会議録には、委員長及び委員長職務代理者

改正案	現行
<p>ない。</p> <p>5 議事録は、作成後、公表するものとする。</p> <p>第四十二条の二 秘密会の議事録は、原則として公表しない。</p> <p>第四十三条 委員は会議中退席しようとするときは教育長の許可を受けなければならない。</p>	<p>並びにこれを作成した書記が署名しなければならない。</p> <p>第四十二条の二 秘密会の会議録は、原則として公表しない。</p> <p>第四十三条 委員は会議中退席しようとするときは委員長の許可を受けなければならない。</p>

二 奈良県教育委員会陳情処理規程の一部改正（第二条関係）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第七條 略 2 委員は、陳情者に対し、教育長の許可を得て質問することができる。</p>	<p>第七條 略 2 委員は、陳情者に対し、委員長の許可を得て質問することができる。</p>

三 奈良県教育委員会規則等公布に関する規則の一部改正（第三条関係）

改 正 案	現 行
<p>第二条 規則は奈良県教育委員会教育長が署名し、公布の年月日を記入して公布する。</p>	<p>第二条 規則は奈良県教育委員会委員長が署名し、公布の年月日を記入して公布する。</p>

四 奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則の一部改正（第四条関係）

改 正 案

現 行

（目的）

第一条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基き、奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、及び臨時代理させることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（権限委任）

第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

一〜七 略

八 事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分

九〜二十一 略

二十二〜二十五 略

2 | 教育長は、前項の規定により委任された事務（ただし、軽易なものを除く。）については、速やかに委員会の会議に報告しなければならない。

第三条 教育長は、前条第一項の規定にかかわらず委任された事務について重要、かつ、異例の事態が生じたときこれを委員会の決定にかからしめることができる。

第四条 委員会は、その議決に基き第二条第一項各号に掲げる事務（ただし、法律第二十五

（目的）

第一条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定に基き、奈良県教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、及び臨時代理させることについて必要な事項を定めることを目的とする。

（権限委任）

第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

一〜七 略

八 教育長並びに事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関（市町村立義務教育諸学校を含む。）の職員の任免、分限、懲戒処分

九〜二十一 略

二十二 教育に関する法人の設立許可及び許可の取消し

二十三〜二十六 略

第三条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務について重要、かつ、異例の事態が生じたときこれを委員会の決定にかからしめることができる。

第四条 委員会は、その議決に基き第二条各号に掲げる事務（ただし、法律第二十六条第二

改正案	現行
<p>条第二項各号に規定するものを除く。)につき教育長に委任し教育長をして臨時に代理させ、又は専決させることができる。</p> <p>2 教育長は、緊急やむを得ないときは前項の規定にかかわらず、委員会の議決を経ることなく第二条第一項各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。</p> <p>3 前二項の場合においては、教育長は、次の委員会<small>の</small>会議に報告しなければならない。</p>	<p>項各号に規定するものを除く。)につき教育長に委任し教育長をして臨時に代理させ、又は専決させることができる。</p> <p>2 教育長は、緊急やむを得ないときは前項の規定にかかわらず、委員会の議決を経ることなく第二条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合においては教育長は次の委員会<small>の</small>会議に報告しなければならない。</p>

五 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正（第五条関係）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条及び同施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第六条の規定に基づき奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）職員の職の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(理事及び教育次長の職)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十九条及び同施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）第六条の規定に基づき奈良県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）職員の職の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(理事及び教育次長の職)</p> <p>第七条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育長が指定した理事又は教育次長がその職務を行う。</p>

改正案

現行

<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第二条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会の六十分前から十分前までの間に、教育長に住所、氏名その他教育長が必要と認める事項を記載した申請書（第一号様式）を提出し、傍聴券（第二号様式）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 ラジオ、拡声器、マイク、映写機の類を携帯している者</p> <p>五 七 略</p> <p>(傍聴人が守るべき事項)</p> <p>第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。</p> <p>六 略</p> <p>(撮影等の禁止)</p> <p>第七条 傍聴人は、傍聴席において会議を撮影し、録画し、又は録音してはならない。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た場合は、この限りでない。</p> <p>(秘密会の場合の退場)</p> <p>第八条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつた場合は、教育長の指示に従い、直ちに退場しなければならない。</p>	<p>(傍聴の手続等)</p> <p>第二条 会議を傍聴しようとする者は、会議開会の六十分前から十分前までの間に、委員長に住所、氏名その他委員長が必要と認める事項を記載した申請書（第一号様式）を提出し、傍聴券（第二号様式）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者</p> <p>五 七 略</p> <p>(傍聴人が守るべき事項)</p> <p>第六条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切ること。</p> <p>六 略</p> <p>(秘密会の場合の退場)</p> <p>第七条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつた場合は、委員長の指示に従い、直ちに退場しなければならない。</p> <p>第八条 削除</p>
--	---

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>(規則違反の場合の退場) 第九条 教育長は、この規則に違反したことに より、会議の正常な運営が困難と判断した場 合には、傍聴人に理由を付して退場を命じる ことができる。 2 略</p> <p>(補則) 第十条 この規則に定めるもののほか、傍聴に 関して必要な事項は、教育長が別に定める。</p>	<p>(規則違反の場合の退場) 第九条 委員長は、この規則に違反したことに より、会議の正常な運営が困難と判断した場 合には、傍聴人に理由を付して退場を命じる ことができる。 2 略</p> <p>(補則) 第十条 この規則に定めるもののほか、傍聴に 関して必要な事項は、委員長が別に定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">整理番号</p> <p style="text-align: center;">奈良県教育委員会傍聴申請書</p> <p>年 第 回の教育委員会（ 年 月 日開催）の会議を傍聴したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>奈良県教育委員会教育長</u> 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 （電話番号 - - ） 氏 名</p>	<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p style="text-align: right;">整理番号</p> <p style="text-align: center;">奈良県教育委員会傍聴申請書</p> <p>年 第 回の教育委員会（ 年 月 日開催）の会議を傍聴したいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p><u>奈良県教育委員会委員長</u> 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住 所 （電話番号 - - ） 氏 名</p>

改 正 案

現 行

第2号様式(第2条関係)
[表 面]

第2号様式(第2条関係)
[表 面]

整理番号

第 回教育委員会

傍 聴 券

年 月 日

奈良県教育委員会教育長 印

整理番号

第 回教育委員会

傍 聴 券

年 月 日

奈良県教育委員会委員長 印

[裏 面]

[裏 面]

傍聴人の守るべき事項

傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1 みだりに席を離れないで下さい。
- 2 飲食及び喫煙をしないで下さい。
- 3 議事に対して批評を加えたり、又は可否を表したりしないで下さい。
- 4 私語、談話又は拍手等をしないで下さい。
- 5 携帯電話等については、使用できないよう電源を切って下さい。
- 6 その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないで下さい。
- 7 この傍聴券は、退場の際係員に返還して下さい。

傍聴人の守るべき事項

傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1 みだりに席を離れないで下さい。
- 2 飲食及び喫煙をしないで下さい。
- 3 議事に対して批評を加えたり、又は可否を表したりしないで下さい。
- 4 私語、談話又は拍手等をしないで下さい。
- 5 携帯電話機及びポケットベルについては、使用できないよう電源を切って下さい。
- 6 その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないで下さい。
- 7 この傍聴券は、退場の際係員に返還して下さい。

規 則 名	理 由	要 旨
奈良県立高等学校総合寄 宿舎管理運営規則の一部を 改正する規則	奈良県立高等学校総合寄 宿舎における職制の見直し に伴い、所要の改正をしよ うとするものである。	1 職制の見直し 主任技能員、技能員及び業務員の職を廃止する。 (第2条、第3条及び第4条関係) 2 施行期日 平成27年4月1日から施行する。 (改正附則関係)

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項第三号から第五号までを削る。

第四条第三項から第五項までを削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第二条 削除</p>	<p>(職員の設置)</p> <p>第二条 総合寄宿舎に、必要に応じて、次の職員を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 技能員 二 業務員 <p>(職員の職)</p> <p>第三条 総合寄宿舎の職員の職は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 及び二 略 三 主任技能員 四 技能員 五 業務員 <p>(職務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(職員の職)</p> <p>第三条 総合寄宿舎の職員の職は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 及び二 略 <p>(職務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(職務)</p> <p>第四条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 主任技能員は、上司の命を受け担任業務を処理する。</p> <p>4 技能員は、上司の命を受け、技能的業務に従事する。</p> <p>5 業務員は、上司の命を受け、単純な労務に従事する。</p>

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>奈良県立学校における学校評議員の委嘱を校長へ委任するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 学校評議員の委嘱の校長への委任 (1) 学校評議員は、校長が委嘱するものとする。 (2) 校長は、学校評議員を委嘱したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。 (第32条の5関係)</p> <p>2 その他 所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 平成27年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の五第三項中「者の」を「ものの」に、「校長の推薦に基づき委員会」を「校長」に改め、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 校長は、前項の規定により学校評議員を委嘱したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(学校評議員) 第三十二条の五 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長が委嘱するものとする。</p> <p>4 校長は、前項の規定により学校評議員を委嘱したときは、速やかに教育長に報告しなければならぬ。</p> <p>5 及び 6 略</p>	<p>(学校評議員) 第三十二条の五 略</p> <p>2 略</p> <p>3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦に基づき委員会が委嘱するものとする。</p> <p>4 及び 5 略</p>

規 則 名	理 由	要 旨
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則	奈良県立大学の公立大学法人化に伴い、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 県立学校の範囲の変更 奈良県立大学の公立大学法人化に伴い、所要の規定の整備を行う。 (第1条及び第3条関係)</p> <p>2 施行期日等 (1) 平成27年4月1日から施行する。 (2) 所要の経過規定を置く。 (改正附則関係)</p>

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（案）

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則（昭和四十一年四月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「県立大学以外の」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の規定は、平成二十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する規則（案）
新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年四月奈良県条例第四号）第二項の規定に基づき、県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害に対して行う補償の実施について定めるものとする。</p> <p>(災害発生の報告)</p> <p>第三条 県立学校の校長は、その学校の学校医等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号。以下「法」という。）第二条により補償を行うべき災害が発生したときは、実施機関に対し、速やかに、次の事項を記載した書面によりその旨を報告しなければならない。</p> <p>一〜七 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年四月奈良県条例第四号）第二項の規定に基づき、県立大学以外の県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害に対して行う補償の実施について定めるものとする。</p> <p>(災害発生の報告)</p> <p>第三条 県立大学以外の県立学校の校長は、その学校の学校医等について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号。以下「法」という。）第二条により補償を行うべき災害が発生したときは、実施機関に対し、速やかに、次の事項を記載した書面によりその旨を報告しなければならない。</p> <p>一〜七 略</p>

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県社会教育センター 管理運営規則の一部を改正 する規則</p>	<p>奈良県社会教育センター における職制の見直しに伴 い、所要の改正をしようと するものである。</p>	<p>1 職制の見直し 技術職員の職を廃止する。 (第2条関係)</p> <p>2 施行期日 平成27年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県社会教育センター管理運営規則の一部を改正する規則（案）

奈良県社会教育センター管理運営規則（昭和五十八年五月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

奈良県社会教育センター管理運営規則の一部を改正する規則(案) 新旧対照表

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>第二条 削除</p>	<p>(職員) 第二条 社会教育センターに、条例第七条に定めるその他の所要の職員として技術職員を置く。</p>

